

「1日あたりのキャッシュカード出金限度額」の引き下げおよび 「キャッシュカードによる振込制限の対象年齢」の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今のニセ電話詐欺による不正な預金払戻しおよび還付金詐欺等の被害からお客様の大切なご預金をお守りするため、「1日あたりのキャッシュカード出金限度額」の引き下げおよび「キャッシュカードによる振込制限の対象年齢」の変更を実施させていただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 1日あたりのキャッシュカード出金限度額の引き下げ

(1) 変更内容

現 在	変 更 後
100万円	50万円

- ・個人・個人事業主の方が対象となります。
- ・1日あたりの出金限度額は「現金+デビット+振替+振込」を全て合わせた金額です。
- ・届出により、個別に出金限度額を変更しているお客さまは対象外です。
- ・70歳以上で、すでに出金限度額が10万円に制限されているお客さまは対象外です。
- ・本人名義でのATM定期預金の振替作成については対象外です。
- ・生体情報をご登録されているキャッシュカードで、生体認証機能付ATMをご利用される場合は対象外です。

(2) 変更日

令和3年9月19日(日)

2. キャッシュカードによる振込制限の対象年齢

(ATMでのキャッシュカードによる振込限度額「0円」)

(1) 変更内容

現 在	変 更 後
70歳以上で、1年以上のATMでキャッシュカードによる振込の利用のないお客さま	65歳以上で、1年以上のATMでキャッシュカードによる振込の利用のないお客さま

(2) 変更日

令和3年9月21日(火)

なお、変更後、キャッシュカードの出金限度額の引き上げまたはATMでの振込を希望される場合には、通帳(またはキャッシュカード)、本人確認資料(顔写真付き)をご持参いただき、営業時間内に各支店の窓口までお申し出ください。